

06. 10

出願人名義変更の届出後に、拒絶理由通知又は査定の特許本が旧名義人宛に発送された場合の取扱い

出願人名義変更（→45. 20～45. 25）の届出後に、拒絶理由通知又は査定の特許本が旧名義人宛に発送された場合は、職権取消通知のを行った後、承継人に対して再送する。

ただし、承継人が旧名義人宛に行われた通知又は送達に対応する手続（拒絶理由通知に応答する意見書若しくは手続補正書の提出、拒絶査定不服審判の請求又は特許（登録）査定に対する特許（登録）料の納付）を行った場合は、上記に関わらず承継人に対して手続を続行する。

（説明）

特許法第21条^{*1}には、「特許庁長官又は審判長は、特許庁に事件が係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があったときは、特許権その他特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。」と規定し、出願人名義変更の届出の後における手続の追行について、旧名義人に行わせるかあるいは承継人に行わせるかを特許庁長官又は審判長の裁量権とし、旧名義人宛に行った手続は、それを理由に欠陥のある手続には当たらず、同法第20条^{*1}において、「特許権その他特許に関する権利についてした手続の効力は、その特許権その他特許に関する承継人にも及ぶものとする。」と規定して、旧名義人宛に行った手続であってもその効力は、承継人にも及ぶこととしている。

また、出願人名義変更の届出後に旧名義人宛に行った手続効力に関する裁判例においても、「特許出願後、特許を受ける権利の特定承継は、特許庁長官への届出が効力発生要件であるが、出願審査の手続をこの承継人に引き継がせるか否かは立法政策の問題であり（いわゆる当事者恒定主義と訴訟承継主義の採否のごとく）、特許法第21条^{*1}は、基本的に承継主義の立場を採用し、特許庁長官又は審判長は裁量により権利の承継人に手続を引き継がせるか否かを決定し得るものとしているのであるから、長官は権利の承継人に対して手続を続行せず、従前の権利者に対して特許査定を送達しても、この送達には何らの手続上の欠陥はなく、右送達により効力が生じ、その効力は承継人に及ぶことは明らかである。」（昭和62年5月7日東高民六判・昭和60年（行ケ）186号）のように判示している。

しかしながら、出願人名義変更の届出後の手続は、その承継人に対して続行させる運用をとっており、手続者においても当然のごとくこの運用に対応しているところ、旧名義人宛に行った手続が法的には有効であっても、旧名義人による怠

りがあった場合における承継人が受ける不利益を考慮すると、承継人が了知し得ない状況で手続を進行させることは、承継人にとって極めて酷な事態も想定される。

したがって、本文のとおり取り扱うこととする。

(改訂平成28・4)

*¹ 特20条、21条：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用